

## 平成 21 年度福島県廃棄物実態調査結果の概要と 廃棄物処理計画改定における課題について

平成 22 年 8 月 30 日

一般廃棄物課

産業廃棄物課

不法投棄対策室

平成 21 年度福島県廃棄物実態調査は、県内における平成 20 年度の一般廃棄物及び産業廃棄物の排出・処理実態を把握し、現行の廃棄物処理計画の進行状況を検証するとともに、将来予測を行い、廃棄物処理計画改定のための基礎資料とすることを目的として実施したものである。

### 1 調査の実施内容

- (1) 一般廃棄物に関しては、各市町村の処理実績データ等により処理の現状把握を行うとともに、各市町村へのアンケート調査を実施し、将来動向の把握を行った。
- (2) 産業廃棄物に関しては、多量排出事業者及び処理業者を対象として、排出・処理状況調査を行うとともに、意識調査を行い、現状及び将来動向の把握を行った。

### 2 本調査で対象とした廃棄物

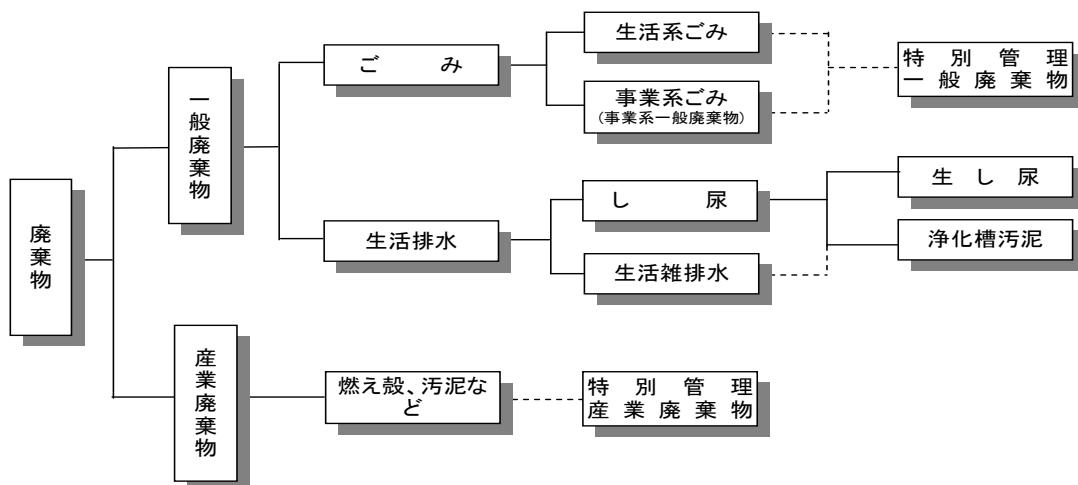
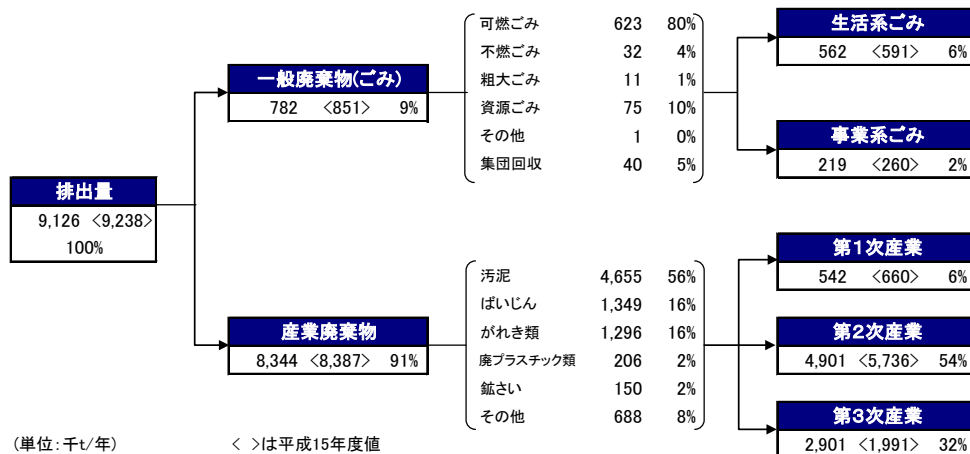


図 1 廃棄物の区分

### 3 廃棄物の概略

平成 20 年度の本県の廃棄物の排出量は、一般廃棄物（ごみ）が 78.2 万トン、産業廃棄物が 834.4 万トンとなっており、一般廃棄物のうち生活ごみが 56.2 万トン、事業系ごみが 21.9 万トンとなっている。

産業廃棄物の排出量を産業別にみると、第 2 次産業からの汚泥やがれき類、鉱さい、3 次産業からのばいじんや汚泥の排出が多くなっている。

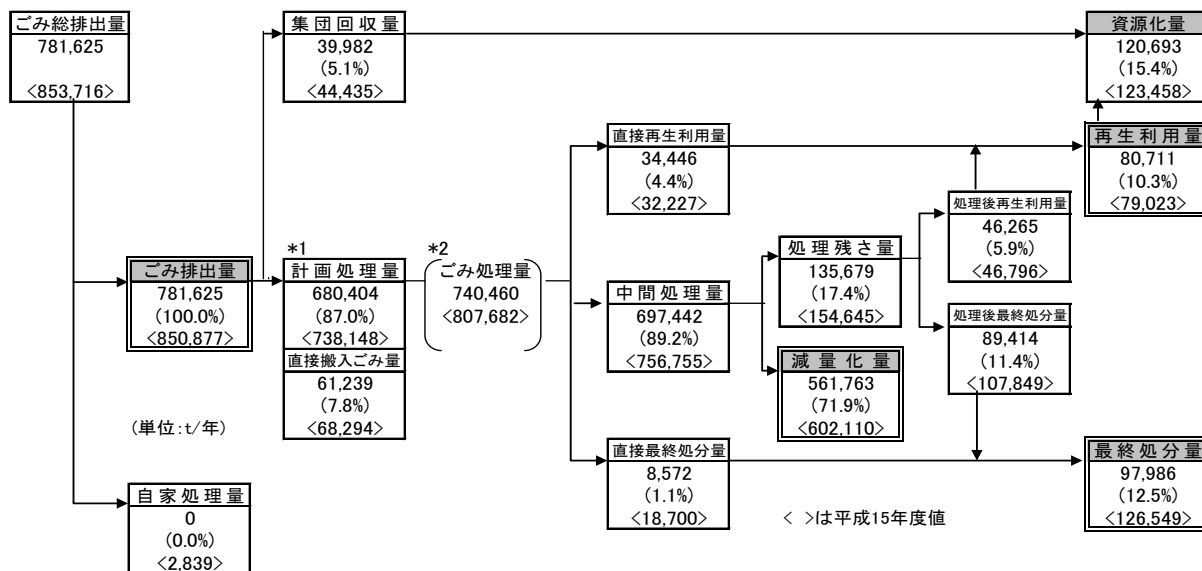


注)端数処理の関係により、総数と個々の数値の合計とが一致しない場合がある。以下の図表において同じ。

図 2 福島県の廃棄物の排出

### 4 一般廃棄物の排出処理状況

平成 20 年度の一般廃棄物の処理状況をみると、焼却、破砕等により中間処理されたものは 69.7 万トン、再生業者等へ直接搬入されたものは 3.4 万トン、直接最終処分されたものは 0.9 万トンとなっている。資源化量は 12.1 万トン、最終処分量は 9.8 万トンとなっている。



注)\*1 計画処理量(\*1)、直接搬入ごみ量(\*1)は平成 20 年度に収集された量、ごみ処理量(\*2)は平成 20 年度に施設で処理された量であり両者の値は一致しない。

図 3 一般廃棄物の処理フロー

平成 20 年度の県内の総人口は 206.6 万人で、一般廃棄物（ごみ）の排出量は 78.2 万トンで、県民 1 人 1 日当たりの排出量（排出原単位）は 1,036 グラム（参考：平成 20 年度の全国値 1,033 グラム）となっている。

平成 18 年度以降は、ごみ排出量、1 人 1 日当たりのごみ排出量とも減少となっている。

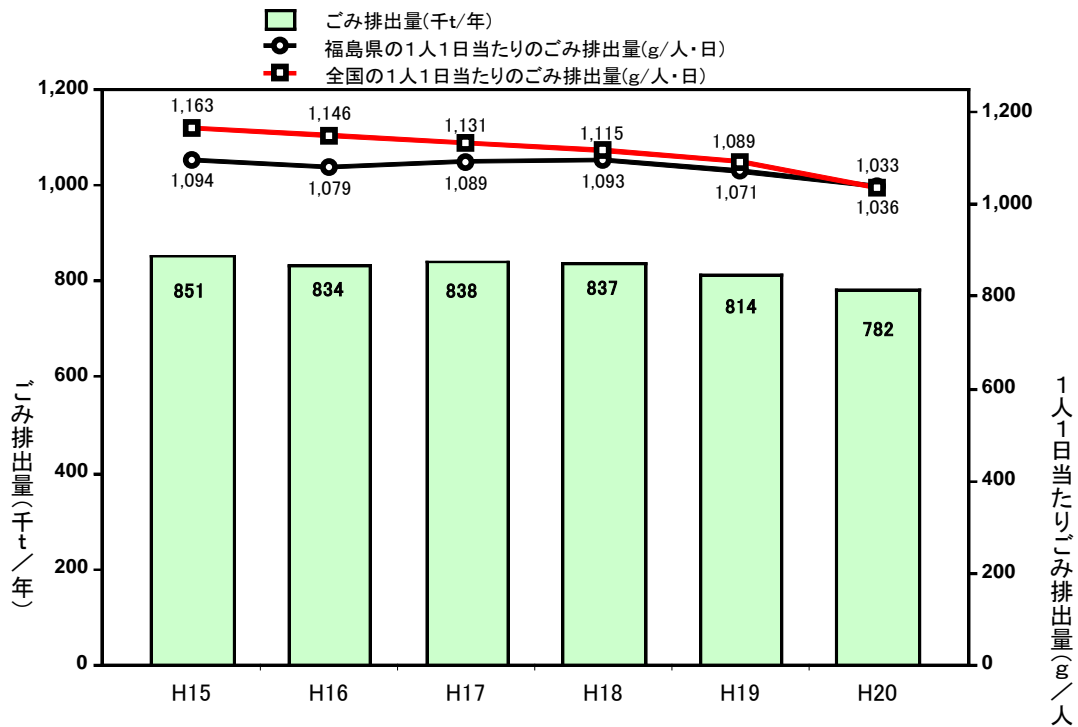


図 4 ごみ排出量、1 人 1 日当たりのごみ排出量の推移

これを排出原単位で、生活系ごみと事業系ごみに分けて推移を考えた場合、平成 15 年度を 100 とすると、平成 20 年度の生活系ごみは 98.1 に、事業系ごみは 87.2 となる。

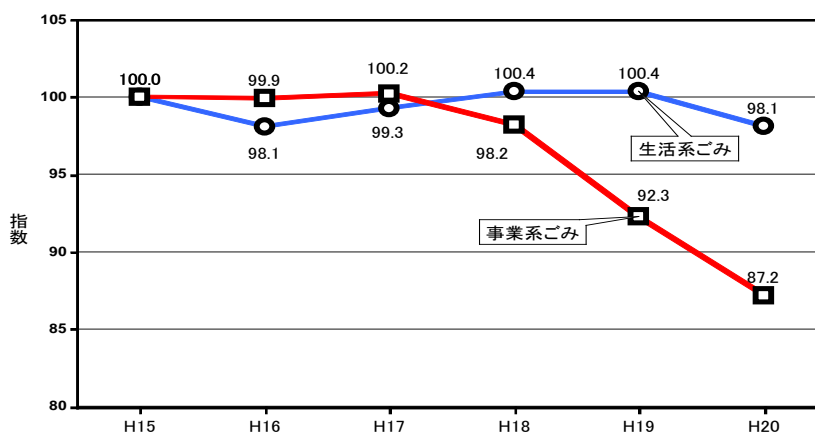


図 5 生活系ごみと事業系ごみの推移

市町村別のごみ排出量等の状況をみると表1及び図6のとおりである。

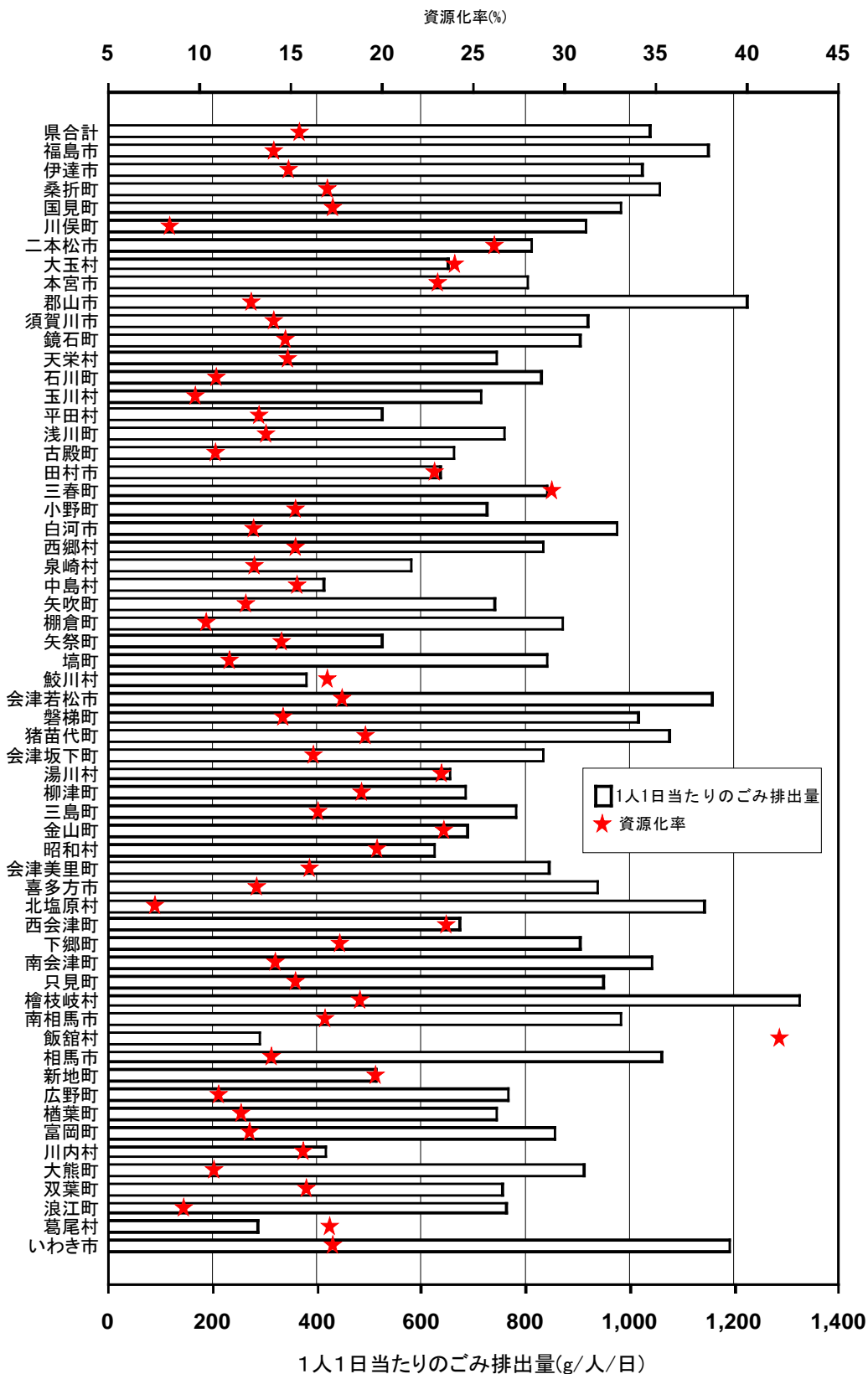
1人1日当たりのごみ排出量及び資源化率ともに、市町村によって大きな差が見られる。

なお、資源化率とリサイクル率は、同じことを表している。

表1 市町村別のごみ排出量、資源化率等

	総人口 (人)	ごみ排出量 (t/年)	1人1人当たり のごみ排出量 (g/人・日)	資源化量		資源化率 (%)
				(t/年)	集団回収量 (t/年)	
県合計	2,066,222	781,625	1,036	120,693	39,982	15.5
福島市	294,553	123,626	1,150	17,406	3,794	14.1
伊達市	68,723	25,622	1,021	3,810	832	14.9
桑折町	13,397	5,171	1,057	881	127	17.0
国見町	10,341	3,709	983	643	329	17.3
川俣町	16,204	5,411	915	453	0	8.4
二本松市	61,137	18,076	810	4,730	950	26.2
大玉村	8,638	2,045	649	502	45	24.0
本宮市	31,858	9,325	802	2,149	490	23.0
郡山市	334,909	149,556	1,223	19,050	8,241	12.9
須賀川市	79,844	26,723	917	3,763	982	14.1
鏡石町	13,011	4,288	903	631	288	14.7
天栄村	6,623	1,794	742	266	110	14.8
石川町	18,173	5,492	828	591	0	10.9
玉川村	7,499	1,950	712	188	0	9.8
平田村	7,182	1,372	523	179	0	13.3
浅川町	7,277	2,010	757	267	0	13.7
古殿町	6,575	1,588	662	170	0	10.9
田村市	42,885	9,951	636	2,208	505	22.9
三春町	19,391	5,950	841	1,745	129	29.3
小野町	11,957	3,164	725	483	0	15.3
白河市	65,651	23,331	974	3,134	880	13.0
西郷村	19,635	5,967	833	940	367	15.3
泉崎村	6,957	1,475	581	190	0	13.0
中島村	5,427	814	411	125	0	15.4
矢吹町	18,270	4,922	738	618	123	12.6
棚倉町	15,589	4,945	869	512	0	10.4
矢祭町	6,757	1,295	525	188	0	14.5
塙町	10,271	3,154	841	368	0	11.7
鮫川村	4,267	587	377	100	0	17.0
会津若松市	128,568	54,197	1,155	9,653	2,980	17.8
磐梯町	3,879	1,438	1,016	210	8	14.6
猪苗代町	16,654	6,529	1,074	1,246	462	19.1
会津坂下町	18,210	5,526	831	897	424	16.2
湯川村	3,628	864	652	201	96	23.3
柳津町	4,319	1,080	685	204	0	18.9
三島町	2,172	618	780	102	0	16.5
金山町	2,702	677	686	163	110	23.4
昭和村	1,645	375	625	74	0	19.7
会津美里町	24,422	7,539	846	1,210	264	16.0
喜多方市	54,534	18,642	937	2,458	744	13.1
北塩原村	3,393	1,416	1,143	107	48	7.6
西会津町	8,144	1,993	670	430	195	23.5
下郷町	6,999	2,310	904	409	0	17.7
南会津町	19,241	7,317	1,042	1,036	0	14.2
只見町	5,261	1,819	947	278	0	15.3
檜枝岐村	626	303	1,326	57	0	18.8
南相馬市	72,333	25,926	982	4,381	1,781	16.9
飯館村	6,699	706	289	293	0	41.8
相馬市	38,859	15,045	1,061	2,071	495	13.9
新地町	8,533	1,597	513	314	0	19.7
広野町	5,551	1,554	767	172	0	11.1
榎葉町	8,174	2,220	744	273	0	12.3
富岡町	15,893	4,952	854	632	162	12.8
川内村	3,191	487	418	76	0	15.7
大熊町	11,120	3,694	910	399	113	10.8
双葉町	7,290	2,012	756	298	138	15.9
浪江町	21,762	6,044	761	553	0	9.1
葛尾村	1,616	169	287	29	0	17.2
いわき市	347,803	151,263	1,192	26,177	13,770	17.3

\*資源化率 = 資源化量 / (ごみ処理量+集団回収量) ×100



\*資源化率 = 資源化量 / (ごみ処理量+集団回収量) × 100

図6 市町村別のごみ排出量原単位、資源化率

## 5 一般廃棄物の最終処分状況

平成20年度の一般廃棄物の最終処分量98.0千トンの内訳をみると、焼却残さが73.1千トンで最も多く、次いで粗大ごみ処理施設や資源化等を行う施設からの処理残さ物の最終処分量（焼却以外残さ量）が16.3千トン、直接最終処分量が8.6千トンとなっている。平成15年度と比較して、直接最終処分量は大幅な減少となっている。

最終処分場は平成21年3月末現在で稼働しているものは県全体で22施設あり、残余容量は1,536.7千m<sup>3</sup>となっている。

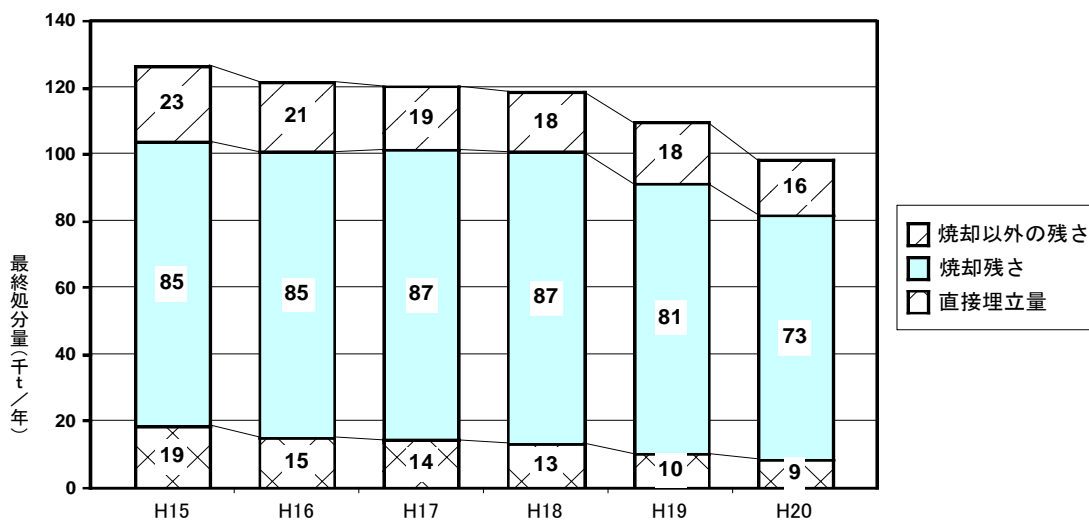


図7 最終処分量の推移

## 6 福島県廃棄物処理計画（一般廃棄物）の目標達成状況

市町村の今後のごみ処理量に関する計画に基づき推定した平成22年度の予測値は、1日当たりの最終処分量については目標値を達成する見込みであるが、1人1日当たりのごみ排出量及びリサイクル率は目標値を達成できない見込みである。

表2 福島県廃棄物処理計画の進捗状況（一般廃棄物）

	予測値	目標値
	平成22年度	平成22年度
1人1日当たりのごみ排出量 (g/人・日)	972 (1,022)	930 (978)
リサイクル率 (%)	17.1	26.0
1日当たりの最終処分量 (t/日)	211	225

\*1：現行計画における「1人1日当たりのごみ排出量」は、「計画処理量+直接搬入ごみ量+自家処理量」で設定してある。表中の（ ）は、現在(平成17年度以降)のごみ排出量の定義「計画処理量+直接搬入ごみ量+集団回収量」に基づく値である。

## 7 一般廃棄物の処理量の将来予測（市町村の計画を考慮した予測）

将来のごみ排出量と市町村における今後のごみ処理量に関する計画値から試算した「資源化量」、「1日当たりの最終処分量」から、将来のごみ処理量を試算すると表3のとおりである。

その結果、1人1日当たりのごみ排出量は、平成20年度の1,036グラムに対して、平成27年度は964グラムへ減少、資源化量は、平成20年度の121千トンに対して、平成27年度では136千トンへ増加、最終処分量は、平成20年度の98千トンに対して、平成27年度では76千トンに減少と試算された。

表3 排出量・処理量の将来予測結果（市町村の計画を考慮した予測）

年 度 項 目	実績	市町村における今後の処理量の計画値からの試算						
	20	21	22	23	24	25	26	27
排出量（千t/年）	782	770	764	751	737	724	711	699
1人1日当たりのごみ排出量（g/人・日）	1,036	1,029	1,022	1,010	998	987	975	964
資源化量（千t/年） リサイクル率（%）	121 15.5	126 16.3	131 17.1	133 17.7	134 18.1	134 18.6	135 19.0	136 19.4
最終処分量（千t/年） 1日当たりの最終処分量（t/日）	98 268	88 240	77 211	77 211	77 210	76 210	76 209	76 209

### ● 課題（現行廃棄物処理計画の平成22年度目標の達成見込み）

- ・最終処分量は目標を達成する見込みであるが、1人1日当たりのごみ排出量及びリサイクル率は目標は達成できない見込みとなっていることから、引き続き、排出抑制、リサイクル率の向上、最終処分量の削減を推進していくことが必要。

## 8 し尿及び浄化槽汚泥の処理状況

し尿の水洗化人口は、平成20年度末では85.7%となっており、その内訳は公共下水道人口が41.5%、浄化槽人口が44.0%となっている。

浄化槽については、平成20年度の設置基数は272,259基で、合併処理浄化槽が87,271基(32%)、単独処理浄化槽が184,988基(68%)となっている。

表4 し尿及び浄化槽汚泥の処理状況

		平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
計画処理区域内人口(人)		2,125,829	2,118,626	2,109,814	2,096,295	2,076,623	2,066,222
水洗化人口	公共下水道(人)	692,543	727,235	756,306	768,879	797,919	857,566
	コミュニティ・プラント(人)	3,212	3,080	2,920	2,543	2,420	2,426
	浄化槽(人)	1,039,159	1,007,108	1,010,301	985,170	955,518	910,068
	計	1,734,914	1,737,423	1,769,527	1,756,592	1,755,857	1,770,060
	対人口比率	81.6%	82.0%	83.9%	83.8%	84.6%	85.7%
処理の内訳	し尿処理施設(KI/年)	664,870	650,470	606,523	616,236	575,829	591,097
	ごみ堆肥化施設(KI/年)					1,562	
	メタン化施設(KI/年)						
	下水道投入(KI/年)	47,727	47,727	35,700	40,027	39,126	38,214
	農地還元(KI/年)					2,500	
	その他(KI/年)						
自家処理量(KI/年)		2,914	1,993	982	789	1,775	670

注) 表4の浄化槽には、合併浄化槽、単独浄化槽、農業集落排水処理施設が含まれる。

### ● 課題（生活排水対策）

- ・美しい水環境の保全のため、生活排水を適正に処理したうえで、公共用水域へ放流することが必要。
- ・生活排水処理施設の整備については、地域の特性に合わせ、下水道、農業集落排水処理施設及び合併浄化槽それぞれの特徴を生かした事業の推進が必要。
- ・浄化槽については、水環境への負荷が大きい単独処理浄化槽が県内設置基数の約68%を占めており、水環境保全のため合併処理浄化槽への転換が課題。

## 9 市町村に対するアンケート調査結果（抜粋）

### (1) 廃棄物の減量化・資源化に取り組んでいる施策及び今後取り組む予定の施策

市町村で廃棄物の減量化・資源化に取り組んでいる施策及び今後取り組む予定の施策を整理すると表5のとおりである。

現在、取り組んでいる施策については、23市町村から回答があり、「住民への啓発活動」、「資源ごみの分別収集の徹底」、「生ごみ処理機及びコンポスト容器の普及」等が多く回答されている。また、今後、取り組む予定の施策については、15市町村から回答があり、「スーパー等の店頭回収の推進」、「粗大ごみの再使用・再生利用の推進」等が多く回答されている。



表5 廃棄物の減量化・資源化に取り組んでいる施策及び今後取り組む予定の施策

	総回答数	23	15
		現在、取り組んでいる施策	今後、取り組む予定の施策
① 住民への啓発活動		100%	27%
② 生ごみの水切り徹底指導		61%	33%
③ 集団回収の推進		65%	27%
④ スーパー等の店頭回収の推進		39%	47%
⑤ 生ごみ処理機及びコンポスト容器の普及		70%	33%
⑥ 事業者への減量化指導		57%	40%
⑦ 生活系ごみの有料化(の拡大)		35%	27%
⑧ 事業系ごみの多量排出事業者に対する指導		22%	20%
⑨ 事業系ごみの有料化(の拡大)		70%	20%
⑩ 資源ごみの分別収集の徹底		100%	33%
⑪ 資源ごみの分別収集の拡大		35%	33%
⑫ 資源回収業者の利用拡大		26%	33%
⑬ 粗大ごみの再使用・再生利用の推進		17%	47%

## (2) 処理施設の現状

県内のごみ処理（焼却処理）は、単独の5市村と13の一部事務組合で行われている。

平成22年3月末現在、県内で稼働中の一般廃棄物施設は、ごみ焼却施設が23施設、し尿処理施設が23施設、最終処分場が22施設、粗大ごみ処理施設が14施設、資源化施設が29施設ある。

市町村における可燃ごみ処理施設の状況について、整理すると表6のとおりである。

「施設がないため、全部もしくは一部を他の市町村や他の組合へ委託処理している」が40%で最も多く、「受入量に若干の余裕があり、処理能力の範囲内で運転している」が26%となっている。

表6 市町村における可燃ごみ処理施設の状況について（複数回答可）

	総回答数	47
1. 受入量にかなりの余裕があり、処理能力の範囲内で運転している。		2%
2. 受入量に若干の余裕があり、処理能力の範囲内で運転している。		26%
3. 受入量に余裕がなくなっているが、処理能力の範囲内で運転している。		13%
4. 処理能力の上限で運転している。		2%
5. 施設がないため、全部もしくは一部を他の市町村や他の組合へ委託処理している。		40%
6. 施設がないため、全部もしくは一部を民間業者へ委託処理している。		0%
7. わからない。		6%
8. その他		13%

## (3) 最終処分場の状況

市町村での最終処分場の状況について、整理すると表7のとおりである。

「全部もしくは一部を他の市町村や他の組合へ委託して処分している」が36%で最も多く、「処分場の残余容量にかなりの余裕がある。(残余年数が10年以上ある。)」が28%となっている。

表7 市町村における最終処分場の状況について（複数回答可）

	総回答数	47
1. 処分場の残余容量にかなりの余裕がある。（残余年数が10年以上ある。）		28%
2. 処分場の残余容量に若干の余裕がある。（残余年数が5年以上10年未満である。）		21%
3. 残余容量が少なくなっている。（残余年数が5年未満、もしくは数年しかない。）		4%
4. 残余容量にまったくの余裕が無い。		0%
5. 全部もしくは一部を他の市町村や他の組合へ委託して処分している。		36%
6. 全部もしくは一部を民間業者へ委託処分している。		6%
7. わからない。		2%
8. その他		4%

● 課題（一般廃棄物の処理状況）

- ・一般廃棄物処理は市町村が行うべき業務であるが、一部の市町村では、民間業者へ最終処分を委託している状況にあることから、収集運搬から最終処分までの一連の処理を完結して行う自区内処理体制の整備を図ることが必要。

10 その他

実態調査とは別に実施した市町村へのアンケート調査結果から、一般廃棄物処理に関し以下の課題がある。

(1) 災害廃棄物処理計画策定状況

災害発生時の廃棄物処理に対応するため、市町村において災害廃棄物処理計画を策定しておく必要があるが、平成22年4月現在、災害廃棄物処理計画（震災編、水害編）が未策定の市町村が8市町村ある。

表8 市町村における災害廃棄物処理計画策定状況について（平成22年4月現在）

災害廃棄物処理計画策定状況	市町村数	
	震災編	水害編
策定済み	51	51
未策定	8	8

● 課題（災害廃棄物処理対策）

- ・災害発生時の廃棄物処理に対応するため、市町村において災害廃棄物処理計画を策定しておく必要があるが、一部の市町村で、災害廃棄物処理計画（震災編、水害編）が未策定の状況にある。また、策定済みの市町村にあっても、適切に見直していくことが必要。

## (2) 在宅医療廃棄物処理状況

在宅医療に関わる医療措置に伴い家庭から排出される在宅医療廃棄物は一般廃棄物に分類される。高齢化を背景に家庭等医療機関以外での医療措置を行う在宅医療が進んでおり、医療廃棄物の適正処理が課題となっている。

平成 22 年 4 月現在、市町村の一般廃棄物処理計画において、在宅医療廃棄物処理を位置付けしているのは、10 市町村である。

**表 9 市町村の一般廃棄物処理計画における在宅医療廃棄物処理の位置づけ**

在宅医療廃棄物の処理の位置づけ	市町村数
位置づけしている。	10
位置づけしていない。	49

**表 10 今後の予定（回答数 33）**

予定	市町村数
今後とも位置づける予定なし。または未定。	14
次回の計画策定時に盛り込む予定。	6
次回の計画策定時に位置づけたい、または検討したい (一部事務組合に検討をお願いしたい)。	10
状況を見て検討する。	2
在宅医療廃棄物の適正処理を目指すにあたり、その根本となる在宅医療廃棄物の定義・区分を実情にあった形で見直すことが必要と考えられる。	1

### ● 課題（在宅医療廃棄物処理対策）

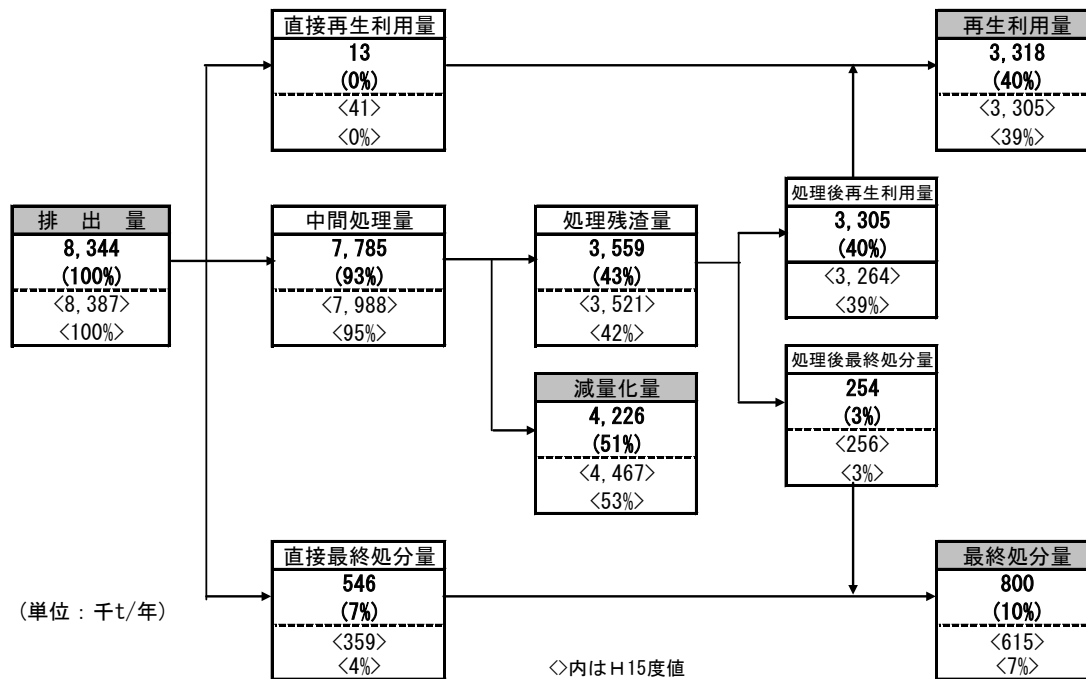
- ・在宅医療廃棄物の適正処理について、市町村の一般廃棄物処理計画に位置付けることが必要。

## 1.1 産業廃棄物の排出処理状況

### (1) 産業廃棄物の排出処理状況

平成20年度の産業廃棄物の排出量は834.4万トンで、脱水、焼却等の中間処理により、そのうちの422.6万トンが減量化されている。

再生利用量は直接再生利用量と中間処理後再生利用量を合わせた331.8万トン、最終処分量は直接最終処分量と中間処理後最終処分量を合わせた80万トンとなっている。



※図中の構成比(%)の数値は、四捨五入しているため合計が100%にならない場合がある。以下の図表において同じ。

図8 産業廃棄物の処理フロー

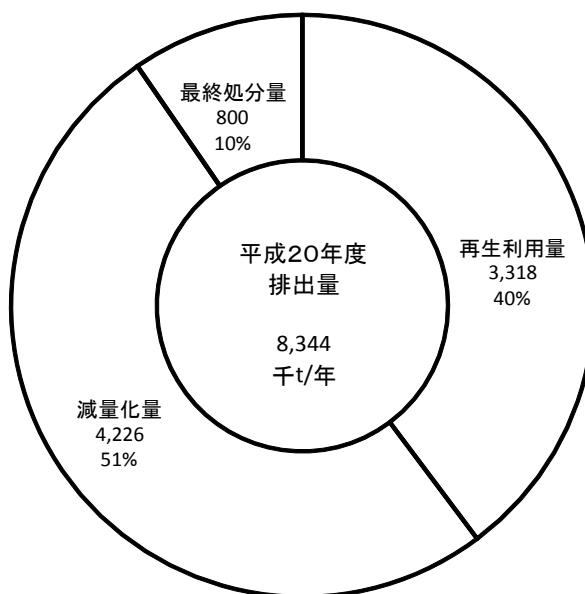


図9 産業廃棄物の処理状況

排出量、再生利用量、最終処分量における産業廃棄物の種類別、業種別の内訳は、図10～12のとおりである。

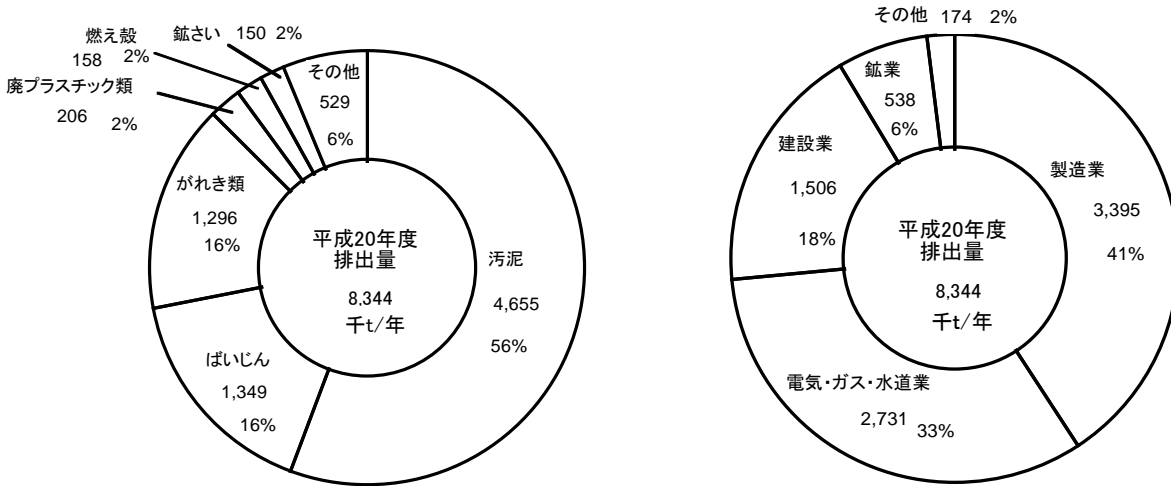


図10 産業廃棄物の種類別、業種別排出量

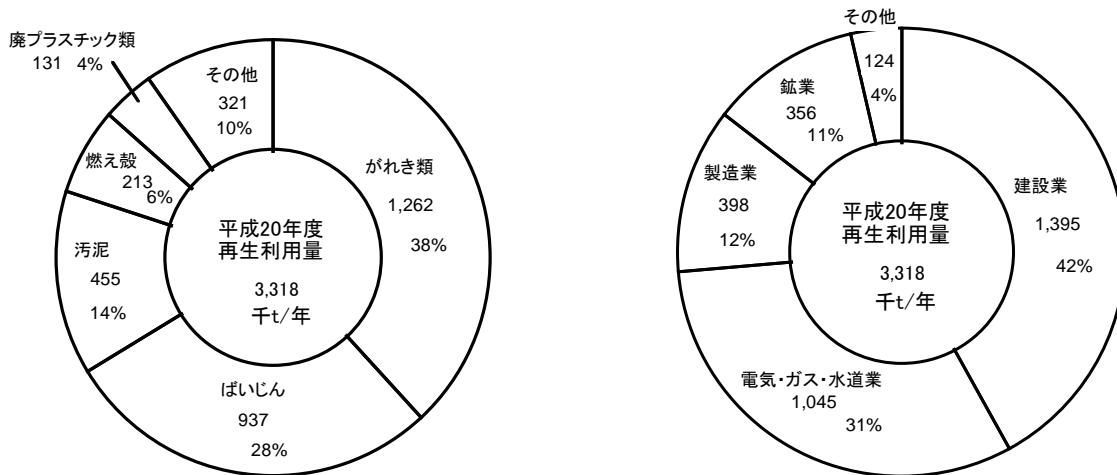


図11 産業廃棄物の種類別、業種別再生利用量

※種類は再生利用時点におけるもの。

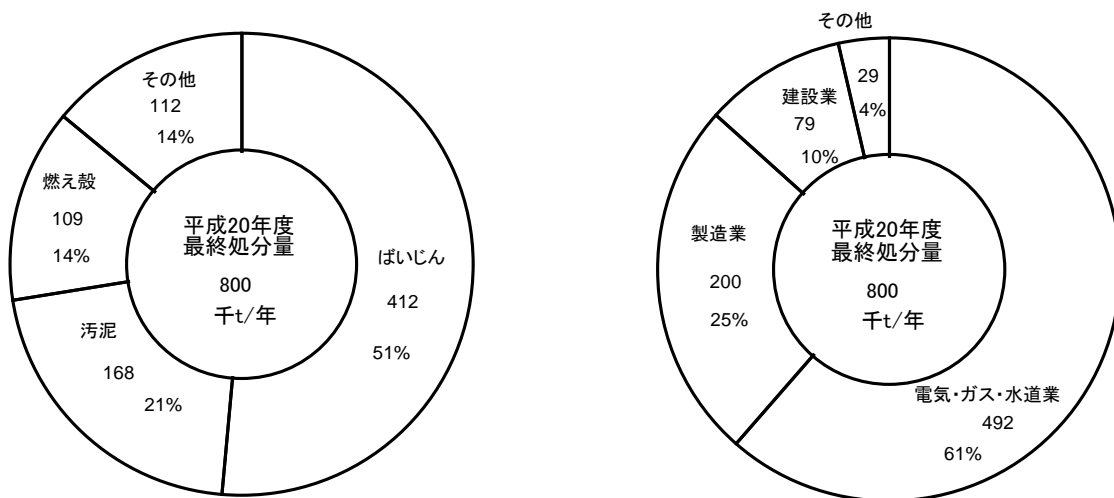


図12 産業廃棄物の種類別、業種別最終処分量

※種類は処分時点におけるもの。

## (2) 産業廃棄物の移動状況

平成20年度に県内で発生した産業廃棄物について、どの地域で最終処分されたかを把握するためその移動状況をまとめると、表11のとおり広域的に移動し処理されていることがわかる。

排出事業者に対し、産業廃棄物の処理を業者に委託する場合、どのような基準で業者を選定しているかアンケートを取ったところ、「最終処分までのルートが明確であること」(53.4%)や「(処理)料金が安いこと」(51.8%)とする回答が多く、「(処分場まで)距離的に近いこと」(34.0%)とする回答を大きく上回っており、排出事業者が距離の近さよりも処理の適正さや料金を重視していることが、産業廃棄物が広域的に移動する要因になっていると考えられる。

表11 県内発生産業廃棄物の最終処分を目的とした移動状況

(単位:千トン)

↓発生地域	最終 処分量計	→処理地域										
		県内計	県北	県中	県南	会津	南会津	相双	郡山市	いわき市	不明	県外計
県北	33,848	33,045	17,400	43		568		6,789	669	7,575		804
県中	18,454	18,356	1,913	53		40		3,903	3,542	8,906		99
県南	13,536	13,494	3,226			1,353		1,941	246	6,728		42
会津	40,352	39,267	14,927	11		13,024		9,629	545	1,131		1,085
南会津	1,435	1,432	1,074			119			14	225		3
相双	249,952	248,033	599	5		69		243,882	13	3,467		1,918
相馬共火除く (221,732t)	28,220	26,301						22,150				
郡山市	25,549	25,482	5,653	145		305		4,342	2,163	12,874		67
いわき市	65,557	62,370	3,117			4,650		24,947	38	29,618		3,187
不明	431	431				426				5		0
合計	449,114	441,911	47,909	258	0	20,553	0	295,432	7,230	70,528	0	7,204

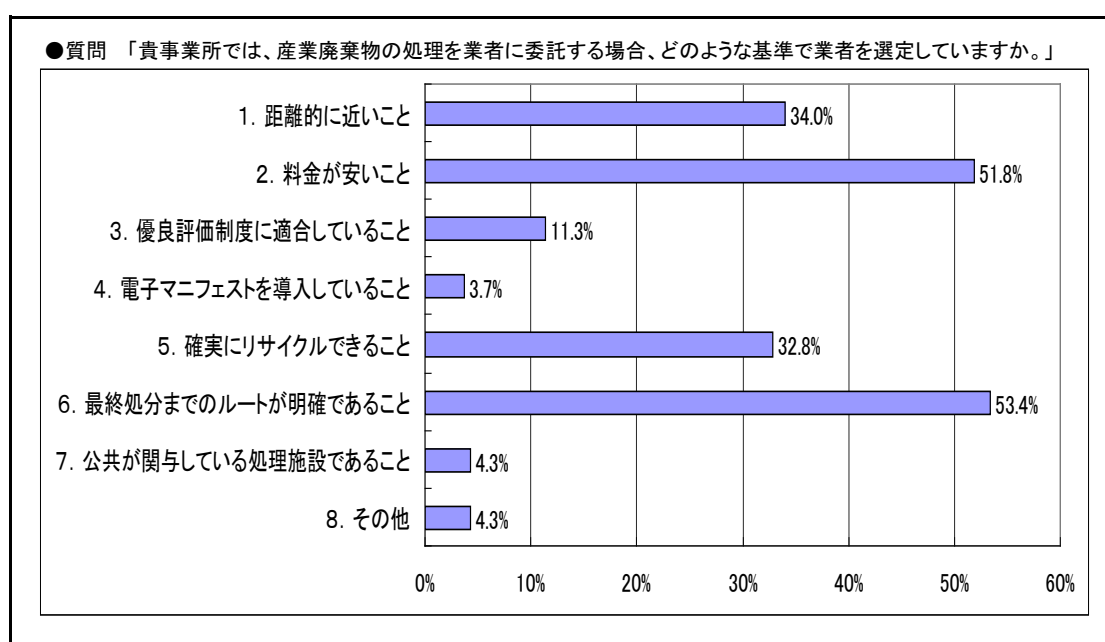


図13 排出事業者に対する意識調査結果(抜粋)

### (3) 産業廃棄物の排出処理状況における電気業の影響

今回の実態調査では、産業廃棄物の排出量は減少しているにもかかわらず、最終処分量は増加する結果となった。

この原因として、福島県に多数立地する火力発電所から発生する産業廃棄物、特にばいじんの排出処理状況が大きく影響していることが考えられる。

#### ア 排出及び最終処分の状況

産業廃棄物全体の排出量は平成 18 年度をピークにわずかに減少傾向であるのに対し、電気業からの排出量は平成 18 年度に最も減少した後、増加する傾向を示している。

最終処分量は全体としては増加傾向であるが、増加分のほとんどが電気業であり、電気業を除けば減少傾向にある。

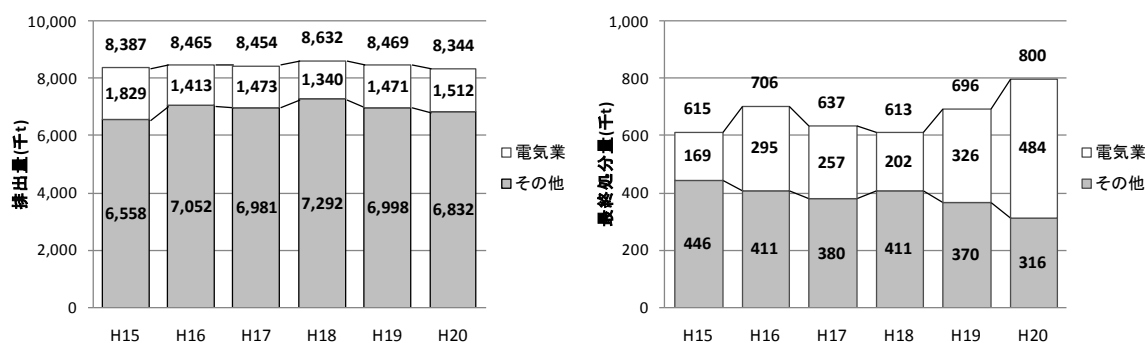


図 1 4 排出量・最終処分量に対する電気業の影響

#### イ 電気業のばいじん処理状況

電気業の最終処分量の増加は、電気業から排出される産業廃棄物のほぼ 90%を占めるばいじんの最終処分量が増加していることが原因である。

電気業のばいじんは、これまではその多くがセメント原料として再生利用されてきたが、景気の影響などによるセメント需要の減少に伴い、平成 18 年度以降毎年 10% ずつ再生利用率が減っており、その分が最終処分に回っているものと考えられる。

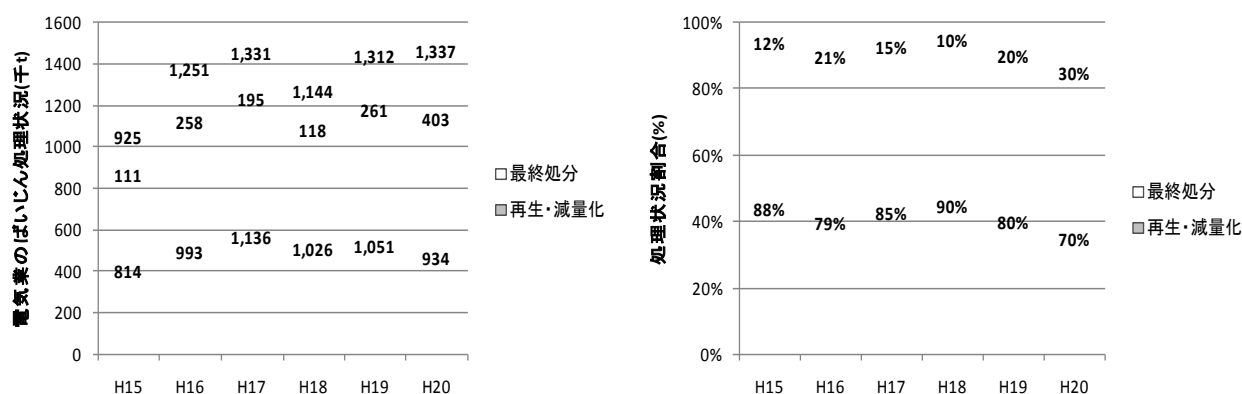


図 1 5 電気業のばいじん処理状況

#### (4) 排出量等の将来予測

実態調査の結果等を基に、過去の県内の産業廃棄物の排出状況と総生産額等を用いて、次期計画終期である平成 27 年度までの排出量等について推計すると、電気業からの排出量及び最終処分量は今後も増加していくと予測される。

一方で、その他の業種からの排出量及び最終処分量は減少していくと予測されるため、全体としての排出量、最終処分量はほぼ横ばいとなる。

表 1 2 年間排出量・再生利用量・減量化量・最終処分量の予測

(単位:千t)

平成年度		実績	予 測						
		20	21	22	23	24	25	26	27
排出量		8,344	8,742	8,743	8,499	8,540	8,595	8,538	8,459
内訳	電気業	1,512	1,547	1,585	1,612	1,629	1,705	1,707	1,700
	その他	6,832	7,195	7,158	6,887	6,911	6,890	6,831	6,759
再生利用量		3,318	3,519	3,464	3,393	3,388	3,369	3,305	3,239
内訳	電気業	1,008	1,031	1,057	1,075	1,086	1,136	1,138	1,133
	その他	2,310	2,488	2,407	2,318	2,302	2,233	2,167	2,106
減量化量		4,226	4,394	4,450	4,281	4,323	4,382	4,397	4,396
内訳	電気業	20	21	21	21	22	23	23	23
	その他	4,206	4,373	4,429	4,260	4,301	4,359	4,374	4,373
最終処分量		800	828	830	825	830	844	835	824
内訳	電気業	484	495	507	516	521	546	546	544
	その他	316	333	323	309	309	298	289	280
	その他前年比(%)	-	105.4	97	95.7	100	96.4	97	96.9

※ 内訳…業種別内訳。電気業(主に火力発電所)とその他(電気業を除くすべて)の業種に分類

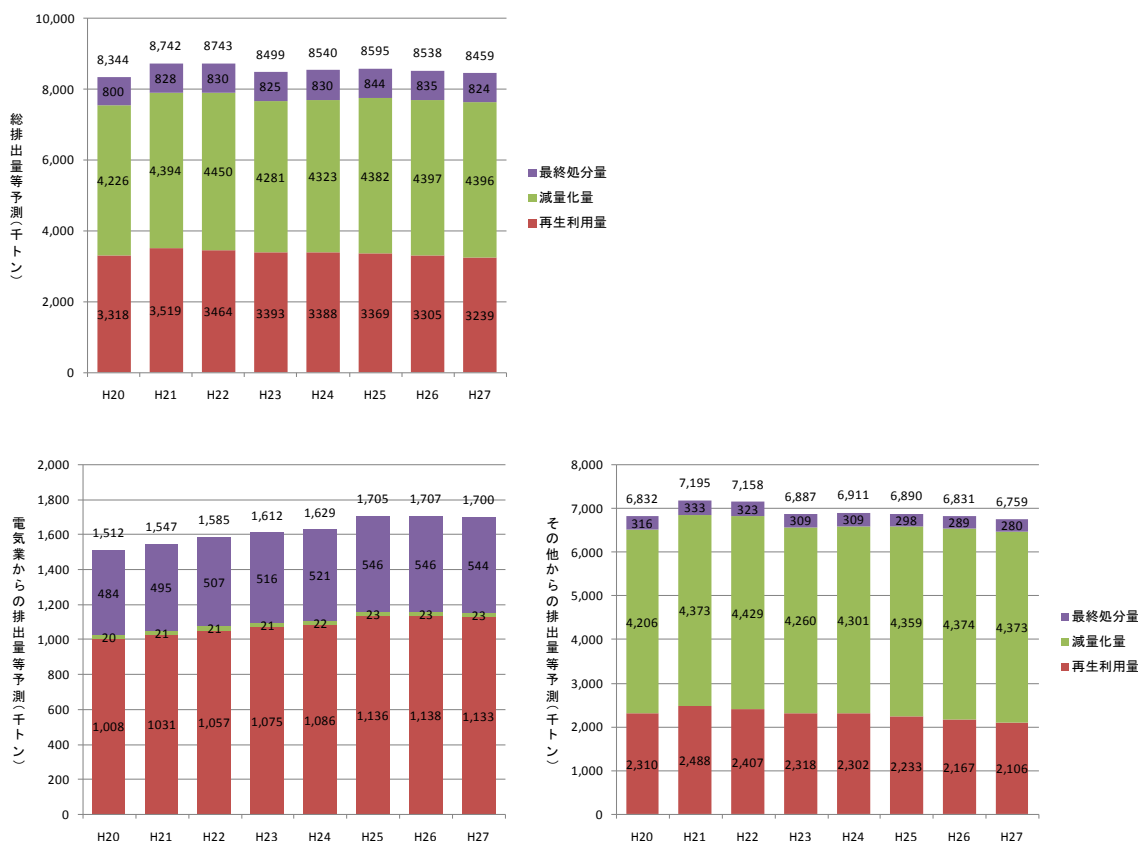


図 1 6 排出量及び処理状況の予測



## 1 2 福島県廃棄物処理計画（産業廃棄物）の目標達成状況

### (1) 産業廃棄物の排出抑制等の状況

現行の廃棄物処理計画では、産業廃棄物について、平成 22 年度における排出量、再生利用量、減量化量、最終処分量の目標値が設定されている。

将来予測に基づく平成 22 年度の予測値は、再生利用量は目標値を達成する見込みだが、排出量、減量化量、最終処分量は目標値を達成できない見込みである。

**表 1 3 産業廃棄物排出量等の目標達成見込み**

(単位：千t/年)

項 目	予測値	目標値
	平成 2 2 年度	平成 2 2 年度
排出量	8,743	8,514
再生利用・減量化量	7,914 ( 91% )	7,918 ( 93% )
再生利用量	3,464 ( 40% )	3,043 ( 36% )
減量化量	4,450 ( 51% )	4,875 ( 57% )
最終処分量	830 ( 9% )	596 ( 7% )

※( )内は排出量を100とした場合の割合を示す。

### ● 課題（現行廃棄物処理計画の平成 22 年度目標の達成見込み）

- ・再生利用量は現行処理計画の平成 22 年度の目標を達成する見込みであるが、排出量、減量化量、最終処分量は目標を達成しない見込みとなっていることから、引き続き、排出抑制、再生利用・減量化の促進、最終処分量の削減の推進が必要。

### (2) 最終処分場の残余容量の状況

現行の廃棄物処理計画では、産業廃棄物処理業者が設置する最終処分場の残余容量について、平成 22 年度までに国の基本方針に対応した容量（残余年数として 5 年間）の確保が必要としている。将来予測に基づく平成 22 年度末時点における残余年数は、管理型が 8.1 年、安定型が 17.9 年となり、必要年数を確保できる見込みである。

また、今後の最終処分場設置動向を加味した上で将来予測に基づき推計すると、平成 27 年度末時点の残余年数は、管理型で 12.8 年、安定型で 15.3 年と予測される。

**表 1 4 処理業者の最終処分場の残余容量・残余年数の見通し**

年度	管 理 型			安 定 型		
	処分量(千m³)	残余容量(千m³)	残余年数	処分量(千m³)	残余容量(千m³)	残余年数
H20	226	1,679	7.4	152	1,681	11.1
H21	238	1,369	5.7	161	2,947	18.3
H22	231	1,882	8.1	156	2,791	17.9
H23	221	1,661	7.5	149	2,642	17.7
H24	221	1,440	6.5	149	2,492	16.7
H25	213	2,978	14.0	144	2,349	16.3
H26	207	2,773	13.4	139	2,209	15.9
H27	201	2,571	12.8	135	2,074	15.3

● 課題（公共関与による最終処分場整備）

- ・ 現行の廃棄物処理計画では、産業廃棄物処理について、県内における管理型最終処分場の残余年数が平成 22 年度末で約 3 年と将来的に逼迫する見込みであったことから、公共関与による最終処分場整備を位置付けたが、今後の民間最終処分場の設置動向等を加味して将来予測を行うと、改定計画の最終年度となる平成 27 年度末における最終処分場の残余年数は、管理型が 12.8 年、安定型が 15.3 年と予測され、当面、民間の最終処分場における残余容量が逼迫する状況にはないと予測される。このため、現行の廃棄物処理計画に位置づけられている公共関与による最終処分場整備について検討することが必要。

(3) 県外で発生した産業廃棄物の搬入状況

現行廃棄物処理計画では、処理業者にあつては県内物を優先して処理する体制を確保することとし、特に最終処分場については、将来的に残余容量が逼迫する見込みであったことから、県外物搬入割合 20%以下を目標としている。

平成 20 年度の最終処分業者における県外物搬入割合は 21.4%で、ほぼ目標に近い数値となっている。

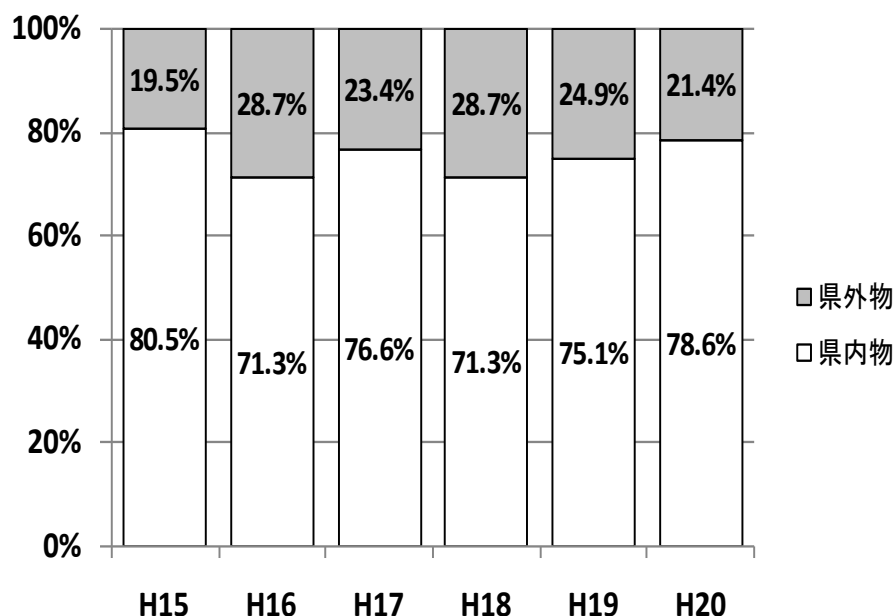


図 17 県外物の搬入割合

● 課題（県外の産業廃棄物への対応）

- ・ 県内の排出状況、最終処分場の残余年数等を考慮し、今後の県外の産業廃棄物の搬入割合の目標値を改めて検討する必要がある。

### 1.3 産業廃棄物の不法投棄の現状

県内における不法投棄については表1.5及び図1.8のとおり、平成18年度から監視体制が強化され、平成18年度にそれ以前の未確認事案が新たに発見されたため、発見件数及び量が増加した。

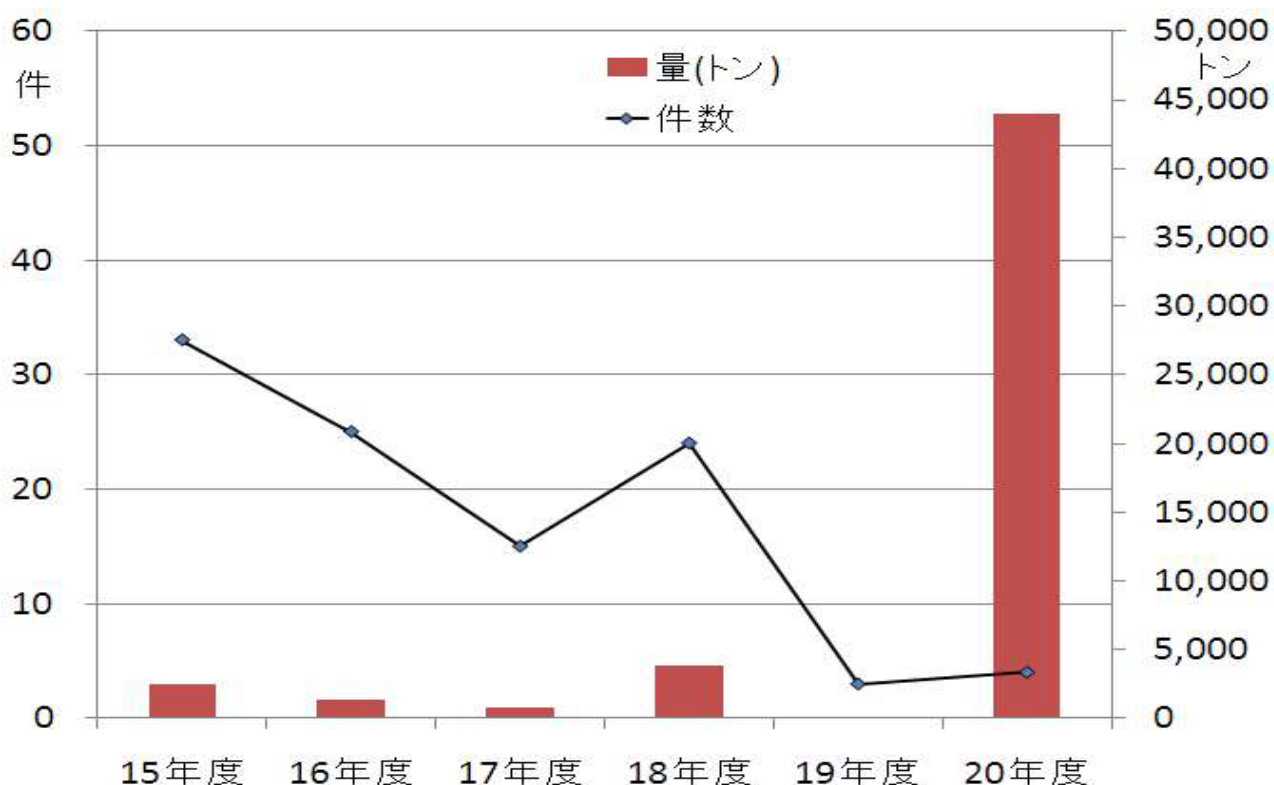
平成19年度には、不法投棄の件数は3件123トンまで減少したが、平成20年度は4件44,018トンと上昇した。これは、いわき市小名浜地区において発覚した不法投棄事案1件の投棄量が44,000トンと単独案件で全国2位の投棄量であったためである。当該分を除くと、不法投棄件数及び量は長期的には概ね減少傾向にある。

なお、全国の不法投棄は表1.6及び図1.9のとおり、不法投棄件数及び量は概ね減少傾向にある。

**表1.5 福島県における産業廃棄物不法的件数及び投棄量**

年度	15年	16年	17年	18年	19年	20年
件数	33	25	15	24	3	4
投棄量(トン)	2,441	1,390	796	3,796	123	44,018

※産業廃棄物は投棄量が10t以上、特別管理産業廃棄物は全てについての発見数及び量を表す。(表1.6も同じ)



**図1.8 福島県における産業廃棄物不法投棄件数及び投棄量**

表 1 6 全国における産業廃棄物不法投棄件数及投棄量

年度	15年	16年	17年	18年	19年	20年
件数	894	673	558	554	382	308
投棄量(千トン)	745	411	172	131	102	203

(出典：環境省 H22. 2. 15 発表『産業廃棄物の不法投棄等の状況について』)

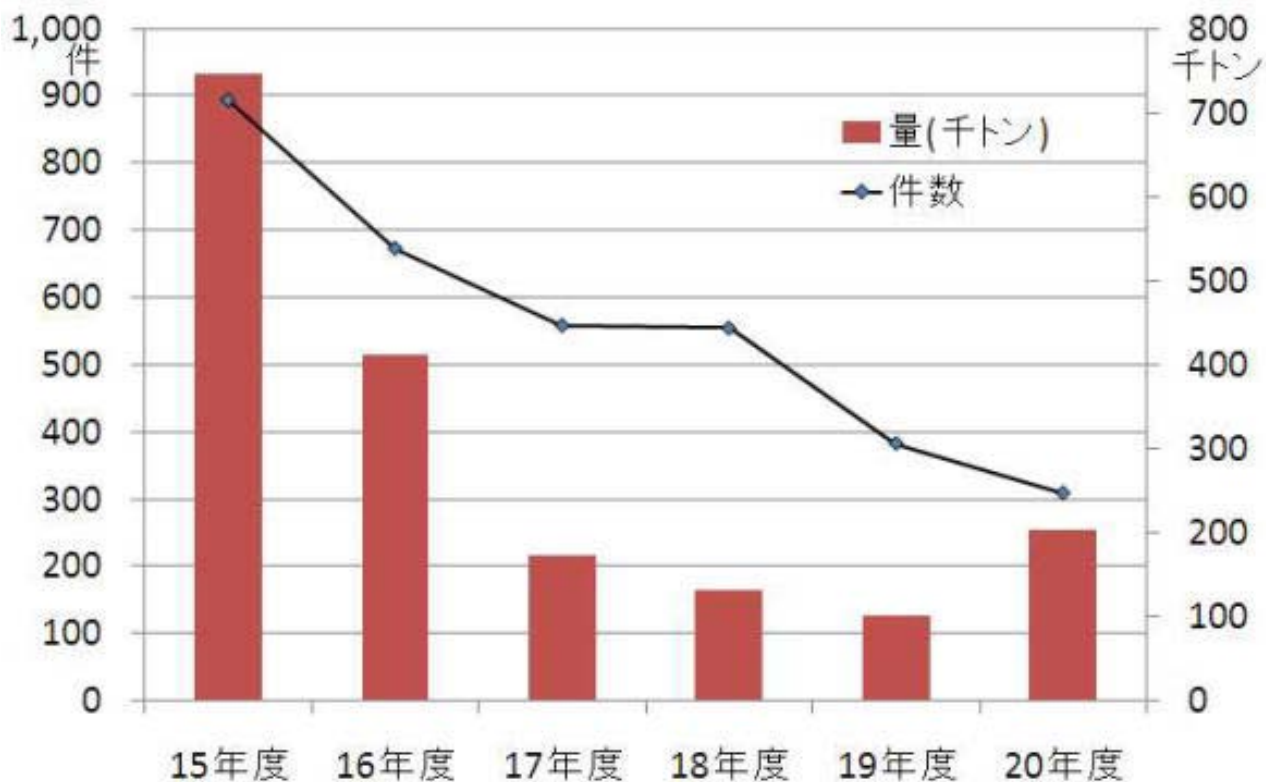


図 1 9 全国における産業廃棄物不法投棄件数及び投棄量

● 課題（不法投棄対策）

- ・不法投棄件数・投棄量は長期的に減少傾向にあるが、依然として発生していることから、廃棄物の適正処理と不法投棄防止を推進していくことが必要。